

【 検 査 】**４７４　ＴＳＨ、ＦＴ_４及びＦＴ_３（バセドウ病等）の併算定について****《令和７年３月３１日》****○ 取扱い**

次の傷病名に対するD008「６」甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）、「14」遊離サイロキシシン（ＦＴ_４）及び遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ_３）の併算定は、原則として認められる。

- (1) バセドウ病（治療開始時又は薬剤変更時）
- (2) バセドウ病（維持治療中（安定期））
- (3) 甲状腺機能亢進症（治療開始時又は薬剤変更時）
- (4) 甲状腺機能亢進症（維持治療中（安定期））
- (5) 橋本病（治療開始時又は薬剤変更時）
- (6) 甲状腺機能低下症（治療開始時又は薬剤変更時）

○ 取扱いを作成した根拠等

甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症のいずれも甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）と甲状腺ホルモン（ＦＴ_４、ＦＴ_３）の測定により診断される。通常、ＦＴ_４とＦＴ_３は平行して変動するが、病態により解離する場合があります、両者を併せて検査する意義がある。また、治療開始時のみでなく維持治療中や薬剤変更時においても、これら検査の併施の有用性は高い。

以上のことから、上記傷病名に対する、D008「６」甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）、「14」遊離サイロキシシン（ＦＴ_４）及び遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ_３）の併算定は、原則として認められると判断した。